

【研究ノート】

マレーシアの金融包摂に対するイスラーム型動産担保貸付の貢献：  
調査票調査の分析から

上原健太郎

はじめに

イスラーム型動産担保貸付 (sistem pajak gadai Islam /Ar-Rahnu)<sup>1</sup>は、マレーシア発祥の、東南アジア地域で普及してきたイスラーム金融サービスの一つである。その仕組みは、いわゆる質屋による貸付の場合と類似しているが、イスラーム金融では利子の取得が禁じられているため、多くの質屋による有利子の貸付は認められない。そこでアッラフヌでは(1) 質権、(2) 無利子融資、(3) 保管業務という3つの契約を統合させ、利子ではなく質物の保管料を顧客に対して課すようにしている。その手続きとして、まず顧客がアッラフヌの提供機関に質入れを行う。次にその質物価値に応じて貸付可能額が査定され、貸付が行われる。最後に、返却期日までに顧客は負債分に加え、保管義務の対価として保管料を提供機関へ支払い、提供機関が顧客へ質物を返却する。また、返済までの間、提供機関は顧客の質物に対して保管義務を負うこととなる。

本稿の目的は、金融包摂への貢献という点に着目して、マイクロクレジットとしてのアッラフヌの特色を明らかにすることである<sup>2</sup>。まず、供給側の視点から、マレーシアの主要なマイクロクレジットや質屋の貸付条件とアッラフヌのそれを比較することで、後者がどのような制度上の利点を持つのかを示す。次に、需要側の視点から、調査票調査への検定結果をもとに、サービスを楽しむ層を明確にすることを試みる。

本稿の流れは以下の通りである。まず、マレーシアにおいてアッラフヌが導入・展開された背景について説明する。次に、マレーシア社会におけるアッラフヌの意義について、先行研究による分析、評価を挙げる。そして、質物、マイクロクレジットの利用条件とアッラフヌのそれを比較しながら、後者の利点を探っていく。さらに金融包摂への貢献という観点から、調査票調査の結果をもとに、アッラフヌのサービスを楽しむ層がどこにあるのかを明らかにする。具体的には、まず調査対象者の顧客が想定する、アッラフヌに代わ

<sup>1</sup> 一般名称・仕組みとしてはアッラフヌ (カタカナ)、個別の金融機関の商品・サービス名としては Ar-Rahnu (アルファベット) を用いて表記することとする。

<sup>2</sup> 一般にマイクロクレジットは無担保による少額融資を指すことが多く、それ以前から存在する質屋は在来金融と分類される。一方で、1990年代から主に金融機関によって提供されてきたアッラフヌは、マイクロクレジットとして捉えられている (Maamor and Ismail, 2013b)。本稿では、アッラフヌと質屋を分別し、前者をマイクロクレジットとして位置づけている。

る資金調達方法に着目し、調査票において「もし、アッラフヌのサービスが存在しなければ、どのように／どこから資金調達を行うのか」という質問を行った。そこでインフォーマルな手段（家族・友人からの借り入れなど）が多く挙げられれば、インフォーマルな借入を行う可能性が高い顧客に対して、アッラフヌは金融サービスへのアクセスを可能にした、つまり金融包摂に貢献したと解釈できる。次に、対象者の①年齢・世代、②金融サービスの利用に関する経験の有無、③所得それぞれのデータと、上記のアッラフヌの代替的資金調達方法に関するデータとの間で関係の有無が見受けられるかどうかを示す。最後に、同国の金融包摂の実現に向けて、アッラフヌがどのような貢献を果たしていると考えられるかについて述べる。

## I マレーシアにおける質屋とアッラフヌの沿革

表1. マレーシアにおけるアッラフヌの提供機関

西暦	月	名称	正式名称	略称
1992	1	トレンガヌ・イスラーム質権公社	Muassasah Gadaian Islam Terengganu	MGIT
	3	クランタン投資公社	Kooperasi Permodalan Kelantan Berhad	PKB
1993		マレーシア国民協同銀行	Bank Kerjasama Rakyat Malaysia Berhad	Bank Rakyat
1998		マレーシア・イスラーム銀行	Bank Islam Malaysia Berhad	BIBM
2000		マレーシア・イスラーム経済開発基金	Yayasan Pembangunan Ekonomi Islam Malaysia	YaPEIM
2002	9	マレーシア農業銀行	Bank Pertanian Malaysia Berhad	Agrobank
2010	4	ハビブ宝石店	Habib Jewels Sendirian Berhad	Habib
2012		マレーシア国軍公社	Koperasi Angkatan Tentera Malaysia Berhad	KT
	7	マレーシア郵便公社	Pos Malaysia Berhad	Pos Malaysia

出所) 各機関のHPを参照に筆者作成。

表1は、同国におけるアッラフヌの提供機関の名称と提供を開始した時期を示している。アッラフヌは当初、マレーシア国内の一部の州で実験的に導入された金融のひとつに過ぎなかった。その起源はマレーシア北東に位置するトレンガヌ（Terengganu）州、クランタン（Kelantan）州である。トレンガヌ州では、1992年1月にトレンガヌ・イスラーム質権公社（Muassasah Gadaian Islam Terengganu, MGIT / Terengganu's Islamic Pawnshop Corporation）によって、国内初となるアッラフヌが提供された。この公社は、同州のイスラームの社会経済的開発の役割を担うイスラーム宗教・マレー慣習評議会（Majlis Agama Islam dan Adat Melayu Terengganu, MAIDAM / Terengganu Religious and Malay Custom Council）によって設立されたものである。また同年3月、クランタン州においてクラン

タン州・経済開発公社 (Kelantan State Economic Development Corporation, KSEDC) の子会社、クランタン投資公社 (Permodalan Kelantan Berhad) がアッラフヌを提供し始めた。

州レベルで提供されていたアッラフヌは、その後、マレーシア国内で広く提供されるようになり、政策金融の一翼を担うようになっていく。1993年には、マレーシア中央銀行の援助によって、国内最大の協同銀行である国民協同銀行 (Bank Kerjasama Rakyat) と国内の貧困削減を目標に掲げるマレーシア・イスラーム経済発展基金 (Yayasan Pembangunan Ekonomi Islam Malaysia, YaPEIM / Malaysian Islamic Economic Development Foundation) がアッラフヌを導入することについて、覚書に署名を記している。そして、これをもとに協同銀行は、同年の1993年に6つの支店にてアッラフヌを導入、1998年にはマレーシア・イスラーム銀行 (Bank Islam Malaysia Berhad) がクランタン州において、マレーシア・イスラーム経済発展基金は、2000年より提供を行っている。この内、マレーシア国民協同銀行はその子会社である Rakyat Management Services を通じて現在、アッラフヌのみを提供する支店 (Ar-Rahnu X'Change といわれている) を38店舗、展開している。

2010年代に入ると、政府・民間部門の非金融機関のアッラフヌへの参入が目立つ。2010年にはマレーシア有数の宝石店であるハビブ宝石店、2012年には主に貯蓄貸付組合の役割を果たすマレーシア国軍協同組合と、郵政公社 (POS Malaysia) が提供を開始した。郵政公社の提供は当初スランゴール州のバンダール・バル・バンギ (Bandar Baru Bangi) とクアラ・トレンガヌ (Kuala Terengganu) の二支店のみによるものだったが、2013年6月には、50支店において窓口を開設している。

表2. マレーシアにおける中華系質屋およびアッラフヌの店舗数の推移

期間	1983-1985	1986-1988	1989-1991	1992-1994	2004	
種類	中華系	中華系	中華系	中華系	中華系	アッラフヌ
店舗数	195	206	252	312	242	156

出所) Maamor and Ismail (2013b, 46-51) を参照に筆者作成。

表2は、マレーシアにおける中華系質屋およびアッラフヌの店舗数の推移を示している。この表によると、1994年まで312店舗開業していた中華系質屋は、2004年時点には242店舗まで減少している一方、アッラフヌは中華系質屋の約6割強の156店舗まで拡大している。ここから、従来中華系質屋を使用していた顧客が、アッラフヌを使用するようになってきたことが考えられる。

1990年代以前のマレーシアで質入れといえば、農村部による土地あるいは所持品の質入れ、また中華系質屋へのそれを示してきた。しかし、表2から、1990年代初めから公的機関を中心にアッラフヌが提供されるようになり、新たな展開が見受けられるようになる。

## II 先行研究におけるアッラフヌに関する分析と本稿の位置づけ

本稿の目的はアッラフヌをマレーシア国内の他のマイクロクレジットと比較しつつ、また顧客の属性に着目することによって、金融包摂の促進をめぐる特徴や意義を実証的に見出すことである。金融包摂とは、家計および企業によるフォーマルな金融手法へのアクセスとその利用を意味し、経済成長や厚生促進といった開発目的に資するものとされている（桑原, 2016）。後述するように、イスラーム金融の理念において、金融包摂の実現は重要視されており、またその具体的方策としてアッラフヌは位置づけられている。しかしながら、アッラフヌの実践に関する先行研究において、アッラフヌがどのような借手の厚生に資するののかについて、借手の視点に立ちながら考察が行われているとは十分にいけない。そこで本稿では、どのような家計や企業による資金調達に対して、アッラフヌが貢献しているのかという点に注目する<sup>3</sup>。

これまでのイスラーム型マイクロクレジット論において金融包摂は、その理念的特徴を形成する上で重要な要素となってきた。イスラーム型マイクロクレジットの重要性が論じられるようになった背景に関して、清水學は「イスラーム金融が宗教理念から独立してあまりに技術主義化したことに対する批判も強くなりつつあり、マイクロ・クレジットや共同組合などがあらためてイスラーム経済論の対象として一層重視される可能性がある」点を注目すべきとしている（清水, 2012）。このような批判は、「シャリーア・コンプライアンス批判」、つまりイスラーム金融商品と銘打つにもかかわらず、イスラームの理念を反映するような特徴が見受けられない、あるいはシャリーア適合性が満たされていないとする批判として位置づけられている。

上記のようなシャリーア・コンプライアンス批判を乗り越える新たなイスラーム金融の在り方としては、貧困層の生存や中小零細企業の活動へ寄与するという金融商品の使途が重要視されている（Ahmed, 2011）<sup>4</sup>。アフメドは、貧困層の所得を増加させる上で、金融

<sup>3</sup> イスラーム金融論は、如何にしてシャリーア（イスラーム法）に基づく金融手法の開発・提供を志向できるのかという問題関心を持つ（Ayub, 2007）。ここでの「シャリーア（イスラーム法）に基づく」とは、イスラームの教えに従うことを意味し、経済分野においてはリバー（いわゆる利子）や、ガラル（いわゆる不確実性）を回避することを指す。リバーの原義はアラビア語で「増加する」「大きくなる」である。イスラーム金融におけるリバー取得への批判は、預言者ムハンマドが都市マッカにおけるイスラーム布教の中で、商業による繁栄を認める一方、貧者・困窮する人々の救済を訴え、その原因の一つと考えられていた富者の高利貸を激しく批判したことに遡る。近現代においては、あらゆる利子 = リバーという前提が一般的となっている（小杉, 1994: 579-583, 長岡, 2011: 78）。

<sup>4</sup> アフメドは、まずイスラーム金融商品を①イスラーム法の形式しか満たさない似非イスラーム金融商品、②イスラーム法の形式と実質を満たすシャリーア・コンプライアントな商品、これらの条件に加えて③イスラーム的に望ましい社会の実現に貢献するシャリーア・ベースな商品の3つに分類を行う。その上で、イスラーム銀行への聞き取り調査から、商品開発の現場において、本来は最も優先されるべき③シャリーア・ベースの商品が軽視されている実態を指摘している（Ahmed, 2011: 162-169）。

包摂がイスラーム金融の社会的役割の一つである点を示しながら、そのような役割を担う代表的なイスラーム型マイクロファイナンスのなかで、マレーシアのアッラフヌを挙げている (Ahmed, 2013)。また、アッラフヌの利用者層に関しても、主に低所得者層に属する家計や中小零細企業が想定されている (Maamor and Ismail, 2013b: 38, 54-57)。

金融包摂をめぐる、マレーシアにおけるアッラフヌの実証的な研究については、主に質屋による貸付と比較しながら、アッラフヌの貸付条件・取引の利点を示そうとするものが多い<sup>5</sup>。例えば、Abudul-Razak (2011) は、アッラフヌが質屋よりも、取引上の透明性、公正さ、信頼性などの好ましい特徴をもつとして結論づけている (Abudul-Razak, 2011)。また、Samsudin (2014) では、調査票調査の結果からアッラフヌの顧客によって、アッラフヌがシャリーアに遵守していると理解されている点が示されている。その他、顧客がこの商品を用いる動機として、①質屋の貸付と比べてリバーを除いた保管料が比較的安価なこと、②質物の保証がより確かなこと、③より正確に質物価値が測定されていること、④貸付期間が適切であることが関連しているとしている (Samsudin, 2014)。

上述したように、先行研究は主に質屋との比較を通じてアッラフヌの利点を示そうとしている。しかし、Kambara (2017) では、アッラフヌの顧客が、代替的資金調達方法として質屋からの借入だけでなく、むしろ家族や友人・知人からの借入やその他の金融サービスを選好している一面が示されている。従って、金融包摂の実現に対するアッラフヌの役割を考える上で、先行研究が総合的・複眼的に評価を下しているとは必ずしもいえない。

本稿では、どのような顧客層がアッラフヌを通じて資金調達方法の選択を増やしているのかという点に着目することで、先行研究が抱えている上記の問題を解決しようとする。より具体的には、アッラフヌの受益者が、どのような所得階層や年齢層に属する傾向にあるのか、加えてどのような金融サービスの利用経験をもつ傾向にあるのかという点に着目することによって、同国の金融包摂に対するアッラフヌの貢献の在り方を明らかにする。その方法として、まずアッラフヌの顧客に「アッラフヌが利用できなければ、どのように資金調達を行うか」という反実仮定の質問を行い、その代替的資金調達方法を示す。その回答として、友人・家族からの借入などが挙げられた場合、実際に顧客はそのようなインフォーマルな手段よりもアッラフヌを選好しており、その利便性を享受していると考えられる。

次に、アッラフヌの代替的な資金調達方法と顧客の属性との相関を考える。後者については、所得、年齢、また金融商品の利用経験の有無について着目する。従来の金融商品から阻害されるような借手の属性として、経済的困窮者や若年層が挙げられている<sup>6</sup>。従って所得についてはマレーシアの国家開発計画の統計から月額世帯所得がRM4,000の顧客を未満低所得者層、年齢については、法令の規定から20~30代までの顧客を若年層(40

<sup>5</sup> これまでのアッラフヌの実態に関する代表的な研究としては、(Abudul-Razak 2011; Maamor and Ismail 2013a; Samsudin 2014) が挙げられる。

<sup>6</sup> 国際連合 (United Nations) ホームページ (<https://www.un.org/development/desa/socialperspective/ondevelopment/issues/financial-inclusion.html>, 2022年5月16日閲覧) を参照。

代以降を高年層)に分類する<sup>7</sup>。低所得者層、若年層、あるいは金融商品の無い顧客の方が、アッラフヌの代替的資金調達方法としてインフォーマルな手段を選択していた場合、アッラフヌによる金融包摂への貢献を示すことができると考える。

以下の章においては、Kambara (2017)における調査票調査結果を元に、マレーシアの金融包摂に対するアッラフヌの貢献の在り方を明らかにしたい。第一に、貸付に関する条件に着目して、マイクロクレジット機関との比較を行い、制度上の利点を探る。第二に、調査票調査で得られた結果から、アッラフヌがどのようにして金融包摂に貢献しているのかを分析し、考察を行う。

### Ⅲ 制度上におけるアッラフヌの利点

#### 1. アッラフヌと質屋との比較

アッラフヌの貸出条件、貸付額・期間の範囲、保管料の割合など、取引の詳細には質屋と比較するとどのような特徴がみられるであろうか。2007年より、開発金融機関の国民協同銀行を親企業としているRakyat Management Servicesは、その加盟店がAr-Rahnu X'Changeという商号商標をもとにアッラフヌの提供を行うフランチャイズチェーン事業を組織している<sup>8</sup>。2006年12月時点で、国内において110の加盟店が存在しているという。

表3は、中華系質屋とBank RakyatによるAr-Rahnu X'Changeの取引内容を比較している。この表から、中華系質屋、アッラフヌともに貸出条件として顧客が18歳以上のマレーシア国民であること、質入れの対象となる質物が金(ゴールド)であることを示している。

表3. クランタン州における中華系質屋とアッラフヌとの比較

名称	中華系質屋	アッラフヌ
	スーン・リー質屋	国民協同銀行
	Soon Lee Pajak Gadai	Bank Rakyat
利用者資格	18歳以上のマレーシア国民	
質物の種類	金(ゴールド)	
貸付額の範囲	RM10,000以下	RM65以上RM85,000以下
貸付期限	6ヶ月以内	3年以内
利潤の根拠	利子	保管料
貸出レート(年)	24%	12%~14%

出所) 2015年9月にクランタン州コタ・バルにて筆者が行ったインタビューを参照して作成。

<sup>7</sup> 所得層については第11次マレーシア計画(Eleventh Malaysia Plan)を元に、年齢についてはYouth Societies and Youth Development Act(2007)における“youth”の定義を元に分類を行った。

<sup>8</sup> Rakyat Management Servicesは、フランチャイズチェーン事業の他、装飾品(金)の売買など行っている。

両者の違いは、利用者資格に関する条件ではなく、貸付の規模とそれに伴うコストにある。まず、中華系質屋のスーン・リー質屋では、最大10,000リンギットまでの貸付枠であるのに対して、国民協同銀行が提供するアツラフヌの最大貸付額は、その8.5倍に当たる85,000リンギットとなっている。また貸出期間においても質屋が最大6ヶ月と定めているのに対して、アツラフヌでは最大3年としている。

また、中華系質屋の利潤の源泉は利子であり、利率は貸出額の2%（月額）となっている。この2%という利率は、マレーシアにある質屋の運営を監督するために制定された「1972年質屋法」(Pawnbrokers Act 1972)で定められた最大利率である。実際の中華系質屋の運営においても、表3のように貸付額の2%の利子を課している所が多い。

一方、前述したように、アツラフヌでは、顧客には利子ではなく、質物の保管に対する保管料が定められている。両者の違いは、サービスの提供機関が取得する利潤の源泉がどこにあるか（貸付に対する対価として利子が定められるか、保管業務に対する対価として保管料が定められているか）という点にとどまらない。なぜなら、中華系質屋の利子の大きさが貸出額から算出されるのに対して、アツラフヌの保管料は、顧客が質入れた質物の価格から算出されるからである。表3の国民協同銀行の場合は、貸付額に応じて質物価格の0.65%~0.85%の保管料率を毎月、顧客が支払うようになっている。

ある顧客が1,000リンギット相当の金（ゴールド）を質入れし、借入れを行うとして、中華系質屋の利子とアツラフヌの保管料をそれぞれ算出すると、その費用は以下の通りになる。前者の場合、貸付の上限額は質物価格の60%と定められていた。つまり、質物価格が1,000リンギットであれば、貸付額は600リンギットで、毎月の利子はその2%の12リンギットとなる。一方、アツラフヌの場合、毎月の保管料は貸付額の規模にかかわらず質物価格1,000リンギットの0.65%、6.5リンギットとなり、質屋の利子の約半分のコストで借入れを行うことが出来る。

以上の記述および表3から、中華系質屋とアツラフヌの貸付を比較した際、利用者資格や質物の種類は同様であるものの、後者の方が貸付額と貸付期限両方の範囲が広く、またそのコストについても、アツラフヌで掛かる保管料は、質屋の利子よりも小さく設定されている。以上から、質屋による貸付と比較した際のアツラフヌの保管料、貸付額、さらに貸付期間についてもその利点を確認できた。

## 2. マイクロクレジット機関のサービスとの比較

表4. Ar-Rahnu X'Change における利用条件

(1) 利用者資格	18歳以上のマレーシア国民
(2) 質物の種類	金（ゴールド）
(3) 貸付額	RM100以上 RM50,000以下
(4) 最大貸付期限	6ヶ月
(5) 質物価格に対する 借入可能額の割合	初回利用：65%まで 二回目以降：80%まで
(6) 保管料率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (5) が65%までの場合： (借入が RM1,000 以下) 0.65%</li> <li style="padding-left: 20px;">(借入が RM1,000 以上) 0.75%</li> <li>・ (5) が80%までの場合： (借入が RM1,000 以下) 0.75%</li> <li style="padding-left: 20px;">(借入が RM1,000 以上) 0.85%</li> </ul>

出所：Ar-Rahnu X'Change ホームページを元に執筆者作成<sup>9</sup>。

表4は、Ar-Rahnu X'Change に関する利用条件について示したものである。Ar-Rahnu X'Change の手続きについては、以下の手順を踏まえている。まず、顧客は、必要書類（身分証明書、最近の給与明細書、結婚証明書・離婚証明書）と申込書を提出する<sup>10</sup>。次に提供機関の従業員が質物の価値を計測し、最後にその結果をもって貸付を行う。他の金融手法に比べ、事業計画などの書類の提出義務がないことから手続きが簡易であり、かつ質物の価値が計測され次第、貸付が行われるので、申請から貸付までの期間が短い。この貸付までの簡易さと速さがアッラフヌの利点とされている。

また質物の条件は、主に金を中心とする貴金属の装飾品であることであり、その価格に貸付額、保管料は左右される。代表的なものとして、主にネックレス（kalung）、ブレスレット（gelang）、指輪（cincin）などの装飾品が用いられる。

<sup>9</sup> Ar-Rahnu X'Change ホームページ（<http://arrahnuxchange.com.my/v4/en/ar-rahnu-az-zahab-2/>）（2021年9月15日最終アクセス）。

<sup>10</sup> 申請書の内容は、申請者情報（氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、宗教、職業など）、Ar-Rahnu の利用目的（事業資金、教育費、個人的消費、その他）、質物の種類（ネックレス、ブレスレット、アンクレット、リング、ロケット、イヤリング、その他）である。



表5. マレーシアにおける代表的な少額貸付サービス提供機関とサービスの概要

正式名称 (略称)	Amanah Ikhtiar Malaysia (AIM)		TEKUN Nasional (TEKUN)	
設立年	1987年		1998年	
対象・貸付 適格	・ MyKadを所有する18歳以上のマ レーシア国民		18-60歳のブミプトラ	
	・ 世帯所得 RM3,855 以下		零細企業	
貸付形式	グループレンディング (5人) ※グループは同性、また近親者を除く		個別貸付	
貸付額	上限	RM30,000	RM100,000	
	下限	RM1,000	RM1,000	
貸付期間上 限 (貸付額 に応じる)	約1年 (50週)	RM1,000-5,000 (i-Mesra)	3年	RM1,000-5,000
	約1年11か月 (100週)	RM5,001-10,000 (i-Mesra)	5年	RM10,000-50,000
	約2年10ヶ月 (150週)	RM10,001-30,000	10年	RM50,000-100,000
管理費	—		4%	

出所) AIM、TUEKUN 各所 web サイトを元に執筆者作成<sup>11</sup>。

表5では、マレーシアの代表的なマイクロクレジット機関である Amanah Ikhtiar Malaysia (以下、AIM)、TEKUN Nasional Malaysia (以下 TEKUN) とアッラフヌの貸付に関する条件が示されている。

まず AIM は貸付の対象者として、アイデンティティカードの MyKad を所有する 18 歳以上のマレーシア国民であること、及びその世帯所得 (月) が RM3,855 以下であることを条件として定めている。

次に、1998 年 11 月 9 日に設立された TEKUN について示す。その目的はブミプトラ系の起業促進を目指して短期融資を提供することである。2008 年以降、資金の借手であるブミプトラ系起業家育成のための教育業務を開始した。管轄は農業局で、貸付額の範囲は RM1,000 から RM100,000 まで、貸付期限は、貸付額に応じて 3 年から最長 10 年までとなっている。

アッラフヌを利用する上で、顧客は担保となる動産を持参し、これを質入れしなければならない。動産担保を義務付けている点で、アッラフヌは AIM が行うグループレンディングや、TEKUN による貸付とは条件が異なるため、一概に貸付可能額や期間の範囲のみを比較の基準として、各サービスの良し悪しを評価することは妥当とは言えない。しかしながら、貸付額の下限が RM1,000 である AIM と TEKUN と比較して、表4でも示した Ar-Rahnu X'Change で提供されているアッラフヌは RM100~1,000 未満の貸付も可能であ

<sup>11</sup> AIM ([https://www.aim.gov.my/skim\\_pembiayaan/spi](https://www.aim.gov.my/skim_pembiayaan/spi))、TUEKUN (<https://www.tekun.gov.my/ms/>) (ともに 2021 年 9 月 30 日最終アクセス)。

る。この点から、より少額の貸付を提供している点でアッラフヌは、マレーシアにおけるマイクロクレジットのクレジット額の幅を広げ、金融包摂に貢献していると考えられる。

#### IV 調査票調査の方法と調査対象者の属性に関する傾向

II章で述べられた先行研究の問題点を解決する上で、本稿ではアッラフヌの受益者層を明確にする為に、独立性の検定を実施することとし、以下のように帰無仮説を掲げた。それぞれの帰無仮説に対して、有意水準5%を設けて検証を行った。

1. 「アッラフヌの代替的資金調達方法として、家族・友人からのインフォーマルな借入か、金融サービスを用いるのかどうかは、若年層（20～30代）か高年層（40代以降）と関係ない」
2. 「アッラフヌの代替的資金調達方法として、家族・友人からのインフォーマルな借入か、金融サービスを用いるのかどうかは、金融サービスの利用経験の有無と関係がない」
3. 「アッラフヌの代替的資金調達方法として、家族・友人からのインフォーマルな借入か、金融サービスを用いるのかどうかは、低所得者層か中・高所得者層であることと関係ない」

調査票実施期間は、2016年8月30日～9月3日、9月5日～9月9日で、それぞれ回答者数は各々107人、111人（合計218人）である。調査票の記入については、来店する任意の顧客に対して、調査への協力および質問表への記入を申し立て、窓口での手続きまでの待ち合い時間、手続き終了後などに協力してもらった。

調査票調査で用いた質問表では、回答者に対してアッラフヌを代替しうる資金調達方法についての選択肢を設けた。代替的な資金調達方法の選択肢は、友人・家族からの借入、(イスラーム・従来型)銀行によるローン、質屋、マレーシアの代表的なマイクロクレジット機関である Amanah Ikhtiar Malaysia<sup>12</sup>と TEKUN Nasional Malaysia、代替なし、およびその他である。また、回答者については複数回答可能としている。

続いて、以下にマレーシアのアンバン、コタ・バルにおける調査票調査およびそこで得られた顧客の属性について説明を行う。

<sup>12</sup> グラミン銀行をモデルとして1987年9月17日に設立された信託団体。融資条件として、マレーシア国民であること、世帯所得（月）がRM3,855（約96,375円）以上であることを定めている。（<http://aim.gov.my/bm/sejarah/sejarah-awal> および <http://aim.gov.my/bm/skim-pembiayaan-ikhtiar-spi> を参照）（2016/06/16 閲覧）

表6. 回答者の人口統計的特性 (1) 性別

	調査票調査						センサス・データ			
	アンパン		コタ・バル		合計		アンパン		コタ・バル	
	度数	割合	度数	割合	度数	割合	度数	割合	度数	割合
女性	63	60.0%	65	58.0%	128	59.0%	21,702	49.9%	235,686	50.3%
男性	42	40.0%	47	42.0%	89	41.0%	21,820	50.1%	232,752	49.7%

出所) マレーシアのセンサスについては Jabatan Perangkaan Malaysia (2011: 294, 416) を参照。

アッラフヌは、特定のマイクロクレジットのように主に女性のみが対象というわけではなく、性別に関係なく用いることのできる金融手法である。本調査票調査では、アッラフヌの顧客の約6割が女性、約4割が男性とやや女性の顧客割合が大きい結果となっている。

表7. 回答者の人口統計的特性 (2) 年齢<sup>13</sup>

	調査票調査						センサス・データ			
	アンパン		コタ・バル		合計		アンパン		コタ・バル	
	度数	割合	度数	割合	度数	割合	度数	割合	度数	割合
18-19	1	0.9%	1	0.9%	2	0.9%	-		-	
20-29	21	19.6%	20	17.7%	41	18.6%	9,055	31.0%	75,529	27.9%
30-39	42	39.3%	38	33.6%	80	36.4%	6,839	23.4%	57,606	21.3%
40-49	19	17.8%	32	28.3%	51	23.2%	5,483	18.8%	55,821	20.7%
50-59	14	13.1%	15	13.3%	29	13.2%	4,348	14.9%	41,709	15.4%
60-	10	9.3%	7	6.2%	17	7.7%	3,515	12.0%	39,582	14.6%

出所) マレーシアのセンサスについては Jabatan Perangkaan Malaysia (2011: 275, 414-415) を参照。

次に、年齢別の特徴について、アッラフヌの顧客である回答者をセンサスと比較すると、アンパン、コタ・バルともに30代の年齢層が全体の約36.4%を占めており、割合としては最も大きい。一方、センサス・データでは、人口分布は20代が最も割合が大きくなっている。次いで、アンパンでは20代、コタ・バルでは、40代が2番目に多い年齢層となっている。

<sup>13</sup> センサス・データの割合については、20歳以上の総人口を基準として数値を示している。

表 8. 回答者の人口統計的特性 (3) エスニシティ

	アンケート調査						センサス・データ			
	アンパン		コタ・バル		合計		アンパン		コタ・バル	
	度数	割合	度数	割合	度数	割合	度数	割合	度数	割合
マレー人	97	90.7%	106	93.8%	203	92.3%	26,090	59.9%	433,238	92.5%
インド人	9	8.4%	3	2.7%	12	5.5%	3,372	7.7%	1,320	0.3%
華人	0	0.0%	4	3.5%	4	1.8%	7,586	17.4%	22,444	4.8%
その他	1	0.9%	0	0.0%	1	0.5%	340	0.8%	1,199	0.3%

出所) センサスについては Jabatan Perangkaan Malaysia (2011: 264, 413) を参照。

表 8 は、回答者のエスニシティについてデータを示している。アンパン、コタ・バル双方において、マレー人が全体の 90% 以上を占めている。残りの 10% が、割合の多い順にインド人、華人、その他で構成されている。本調査とセンサスのデータと照らし合わせると、コタ・バルにおいて人口構成比は類似している。一方、アンパンに目を向けると、センサスではマレー人人口が 6 割に満たないが、本調査においては 9 割以上をマレー人が占めていることが見受けられる。

表 9. 回答者の人口統計的特性 (4) 月額世帯所得

		アンパン		コタ・バル		合計			
		度数	割合	度数	割合	度数	割合	度数	割合
低	≤RM1,999	20	19.2%	36	32.4%	56	26.0%	145	67.4%
	RM2,000-RM2,999	25	24.0%	24	21.6%	49	22.8%		
	RM3,000-RM3,999	14	13.5%	26	23.4%	40	18.6%		
中	RM4,000-RM4,999	16	15.4%	9	8.1%	25	11.6%	54	25.1%
	RM5,000-RM5,999	15	14.4%	5	4.5%	20	9.3%		
	RM6,000-RM6,999	0	0.0%	5	4.5%	5	2.3%		
	RM7,000-RM7,999	3	2.9%	1	0.9%	4	1.9%		
高	RM8,000 以上	11	10.6%	5	4.5%	16	7.4%	16	7.4%

出所) 所得階層については、Jabatan Perangkaan Malaysia (2013: 11) を参考に作成。

第 11 次マレーシア計画のなかで、家計はその所得の規模に応じて上位 20%、中位 40%、下位 40% の 3 つのグループに分けられている。2014 年時点での基準は、RM3,860 に満たない所得の世帯が低所得層 (Bottom 40%, B40)、RM3,860 以上 RM8,319 以下の所得を得ている世帯は中間層 (Middle 40%, M40)、RM8,319 より大きい所得をえている世帯は、高所得層 (Top 20%, T20) とされている (Economic Planning Unit, 2015: 3-22)。

本稿では、上の分類に一部従い、世帯収入 RM4,000 未満の顧客を低所得層、世帯収入 RM4,000 以上 RM8,000 未満の顧客を中所得層、世帯収入 RM8,000 以上の顧客を高所得層として区別する。

表9をみると、回答者全体の割合の大きい順に、約67.4%が低所得層に、約25.1%が中間層に、約7.4%が高所得者層に含まれている。また、都市別に見るとアンパンにおける低所得層、中間所得層、高所得者層に属する回答者の割合がそれぞれ約56.7%、約32.7%、約10.6%となっておっている。一方、コタ・バルにおける上の割合は、約77.5%、約18%、約4.5%となおっている。以上のことから、本調査票調査における回答者の約7割近くが、低所得層世帯に属している点が見受けられる。この点、先行研究で指摘されている特徴と当てはまる。

## V 調査結果

本章では、アッラフヌの代替的資金調達方法について得られた結果、およびこのデータと、年齢、金融サービス利用経験、所得それぞれのデータと関係があるか否かについての結果を示していく。

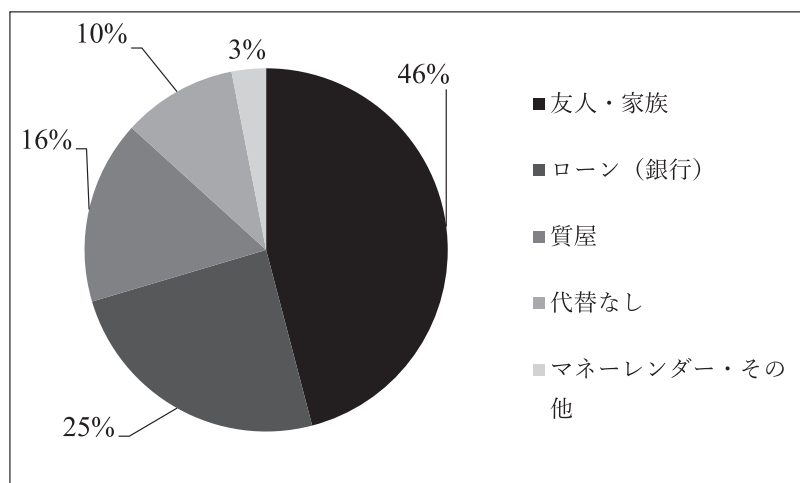


図1. アッラフヌの代替として挙げられる資金調達方法（アンパン）<sup>14</sup>  
出所）執筆者が行った調査票調査をもとに作成。

<sup>14</sup> 以下の円グラフは、回答者に対する割合（アンパン：98、コタ・バル：104）を示す。

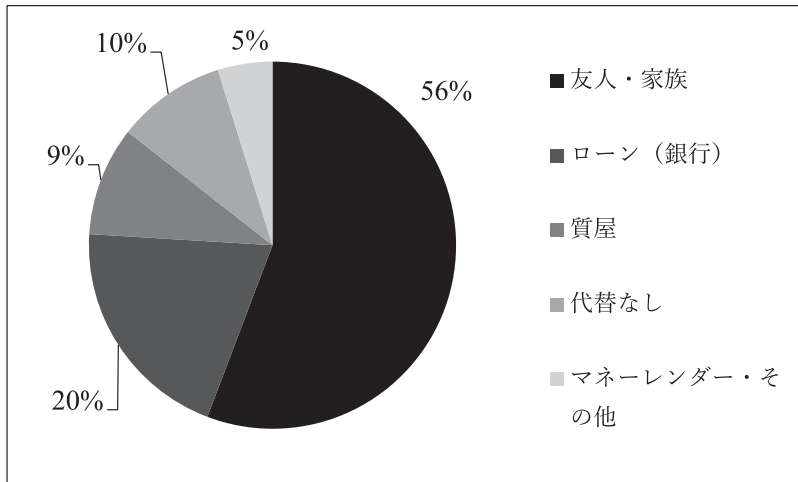


図2. アッラフヌの代替として挙げられる資金調達方法 (コタ・バル) 出所) 執筆者が行った調査票調査をもとに作成。

図1と図2は、アッラフヌの代替として想定されているそれぞれの資金調達方法について、その度数と割合が示されている<sup>15</sup>。これらの図から、まずマレーシアのアンパン、コタ・バルにおいては、友人あるいは家族から借り入れるというインフォーマルな資金調達方法が、アッラフヌの代替的資金調達方法として最も多く選択されていることが分かる。具体的には、アンパンの回答者98人中45人(約45.9%)、またコタ・バルの回答者104人中58人(約55.8%)が、このように回答している。

アッラフヌの代替として銀行による個人ローンが、インフォーマルな資金調達方法に次いで挙げられた。アンパンの回答者98人中24人(24.5%)、コタ・バルの回答者104人中21人(約20.2%)が、このような回答を行っている。具体的には、マレーシア・イスラーム銀行 (Bank Islam Malaysia Berhad)、ムアマラト銀行 (Bank Muamalat Berhad)、あるいは国民協同銀行 (Bank Rakyat) などのイスラーム銀行、またマレーシアの代表的な商業銀行であるCIMB、マラヤン銀行 (MayBank)、開発金融機関である国立貯蓄銀行 (Bank Simpanan Nasional Utama) や中小企業銀行 (SME Bank) が挙げられた。

表10. アッラフヌの代替的資金調達方法と年齢・世代との関係

	若年層	高年層	合計
友人、家族	68	34	102
銀行、質屋	34	37	71
代替なし	7	12	19
合計	109	83	192

<sup>15</sup> アッラフヌの代替となる資金調達方法は何かという質問について、その回答率は、アンパンで約91.5% (全回答者数107人中98人)、コタ・バルで約92.0% (全回答者数113人中104人)である。

表10は、アンパン、コタ・バルで挙げられた、アツラフヌの代替的資金調達方法について、インフォーマル（家族・友人からの借入）とフォーマル（銀行・質屋）に区別し、それぞれ若年層（20～30代）、高年層（40代以降）ごとに該当者数を示している。「代替なし」には、「アツラフヌに代わる資金調達方法はなし」とした回答を示している。このデータをもとに検定を実施した結果、前述で挙げた帰無仮説1は棄却された（ $\chi^2=9.43$ ,  $p=0.009$ ）。つまり、若年層（20～30代）は、アツラフヌの代替的資金調達方法として家族・友人からのインフォーマルな借入を選択肢として挙げる傾向にあるが、高年層（40代以降）は銀行や質屋からの借入を選ぶ傾向が統計的に有意であることが読み取れる。

表11. アツラフヌの代替的資金調達方法と金融サービス利用に関する経験との関係

	経験なし	経験あり	その他	合計
友人、家族	38	60	6	104
銀行・質屋	14	58	3	75
代替なし	11	9	1	21
合計	63	127	10	200

表11は、先述の表同様、行にアツラフヌの代替的資金調達方法、そして列に金融サービスの利用に関する経験の有無をとっている。「経験あり」には、銀行の個人向けローン、マイクロクレジット機関（AIM、TEKUN）、質屋の利用を含んでおり、その他については、マネーレンダーの利用や貯蓄（tabungan）とした回答が含まれている。

このデータをもとに検定を実施した結果、前述で挙げた帰無仮説2は棄却された（ $\chi^2=12.16$ ,  $p=0.016$ ）。つまり、金融サービス利用の経験を持たない調査対象者は、アツラフヌの代替として友人・家族からの借入、代替なしと答える傾向にある一方、金融サービスを利用したことのある調査対象者は、アツラフヌの代替として銀行の個人ローンや質屋を用いようとする傾向が統計的に有意であることが読み取れる。

表12. アツラフヌの代替的資金調達方法と所得階層との関係

	友人、家族	銀行・質屋	代替なし	合計
低所得層	77	39	18	134
中・高所得層	27	30	10	67
合計	104	69	28	201

表12は、アツラフヌの代替的資金調達方法と所得階層との関係を示したものである。先述の表5に従って、月々の世帯所得についてRM4,000未満を低所得者層、RM4,000以上RM8,000未満を中所得者層、RM8,000以上を高所得者層としており、表では中・高所得者層を合わせている。

このデータをもとに検定を実施した結果、前述の帰無仮説3は採択された ( $\chi^2=5.81$ ,  $p=0.055$ )。つまり、アッラフヌの代替的資金調達方法として、家族・友人からのインフォーマルな借入か、フォーマルな金融サービスを用いようとするのかどうかは、低所得者層か中・高所得者層であることと関係ないという解釈が読み取れた。

## VI 考察

前述の章で見受けられたように、調査対象者の約半分が、アッラフヌの代替的資金調達方法として潜在的に友人・家族からの借入というインフォーマルな手段を選択しようとしていた。つまり、このような顧客は、インフォーマルな手段よりもアッラフヌを愛好し、後者の利便性を享受している。この点にアッラフヌによるマレーシアの金融包摂への貢献が見受けられる。

また、前章では独立性の検定によって、金融包摂への貢献という観点からアッラフヌの受益者層を明らかにしようとした。先述の帰無仮説1と2が棄却された一方、帰無仮説3は採択された。

若年層の顧客の方がアッラフヌの代替として友人・家族からの借入を愛好する傾向にある背景について、若年層の顧客が、彼らの両親などの親族が現在も現役世代であり、借入可能であるという点が挙げられる。また、金融商品の利用環境をめぐる要因もかかる背景の一つとして考えられる。アッラフヌの提供が始まったのは調査実施時点から約25年前である。所有品を質入れし、借入を行うという形式の資金調達に関して、高年層の多くは、成人期を迎え、借入を行う選択肢が質屋のみという時期を経て、そこからアッラフヌの導入・拡大期を経験している。一方、現在の若年層の多くは、成人する以前からアッラフヌを含むイスラーム金融サービスが提供されている環境にあり、従って質屋を利用する前にアッラフヌを選択している場合が考えられる。これらが、若年層の顧客にとって、イスラーム型動産担保貸付の代替として質屋より友人・家族からの借入れを愛好することに繋がった要因の諸例として考えられる。

次に、アッラフヌの代替的資金調達方法と金融サービス利用経験の有無との間には関係が見受けられた。つまり、金融サービス利用の経験を持たない調査対象者ほど、アッラフヌの代替として友人・家族からの借入、代替なしと答える傾向にあった。この結果から、全ての者が金融サービスの恩恵を受けられるようにするという金融包摂の目的を鑑みると、アッラフヌは、資金調達における愛好のレベルだけでなく、金融サービス利用の経験を持たない者に対して、金融サービスの利用を与えている点で、金融包摂を推進していると考えられる。

最後に、アッラフヌの代替的資金調達方法と所得者層との関係には、統計的に有意差は見受けられなかった。先行研究でも指摘されていたように、アッラフヌは主に低所得者層向けの金融サービスとして導入され、その働きが期待されていた。執筆者が実施した調査票調査においても、約7割弱の調査対象者が低所得者層に属していた。しかし、金融包摂



と所得者層をみると、アッラフヌの代替的資金調達方法として、家族・友人からのインフォーマルな借入か、フォーマルな金融サービスを用いるのかどうかは、低所得者層か中・高所得者層かどうかと関係ないという帰無仮説が採択された。つまり、所得階層によらず、金融商品のアクセスを可能にする点での恩恵を受けていた。

## おわりに

最後に、これまで見てきた先行研究の動向と本研究で得られた調査結果をもとに、アッラフヌについて、マレーシアにおける金融包摂への意義を振り返ると、以下のように総括されよう。

まず、アッラフヌは、借入条件として同様の質屋と比較した際に、保管料の低さのみでなく、貸付額・期間において上限が大きく設定されていた点で、少額に限らない借入のニーズに潜在的に答えている。また、マレーシアの代表的なマイクロクレジット機関 AIM、TEKUN の貸付額の下限が RM1,000 であった一方で、アッラフヌは、RM1,000 未満の少額貸付を提供可能という点で、AIM、TEKUN によるマイクロクレジットを補完している。つまり、担保となるゴールドを持ち、かつ RM1,000 未満の借入を希望する家計・中小零細企業にとって、アッラフヌは金融包摂の役割を果たしていると考えられる。

以上の点から、質屋、他のマイクロクレジット機関に対して、アッラフヌは貸付にかかる費用や貸付額において、より広い資金調達のニーズに応えられるように設定されていた。しかし、調査票調査の結果によると、調査対象者の約半分はアッラフヌの代替として、質屋やマイクロクレジット機関よりも、まず友人・家族からの借入れが選択肢として挙げられた。この点は、潜在的にはインフォーマルな資金調達を行おうとする層に対して、金融サービスを提供しているという点で、アッラフヌは金融包摂に貢献していると考えられる。

さらに、金融包摂という視点からアッラフヌの利益を享受する層を明確にするために、本稿では独立性の検定を行った。具体的には、アッラフヌの代替的資金調達方法としてインフォーマルな手段が選ばれるかどうかは、調査対象者の年齢や金融サービスの利用経験、あるいは所得階層の違いと関係があるのかという点について検定を行った。

検定の結果、年齢と金融サービスの利用経験という2点が、代替的な資金調達方法の選択と統計的に関係があると位置付けられた。換言すると、年齢的には若年層（20代、30代）、あるいはこれまでに金融サービスの利用経験が無い層が、アッラフヌを通じて金融サービスにアクセスする機会を享受している傾向にある点が明らかになった。前者の背景の一つとして、アッラフヌのサービスが普及し、アクセスしやすい現在の環境が生み出されたことによって、若年層は、代替的資金調達方法として友人・家族からの借入というインフォーマルな手段を挙げたのではないかと考察したが、この点については、年齢層の違いによる資産の有無、また規模の違いなど、今後調査・検討する必要があると考えられる。

〈参考文献〉

- 桑原小百合 (2016) 「金融包摂—国際的な取り組みと中南米の現状」『国際金融』1289号.
- 小杉泰 (1994) 「微利論 (二) —リバー」川北稔編『歴史学事典 (一)』弘文堂.
- 清水學 (2012) 「イスラームと現代資本主義—導入的試論」『帝京経済學研究』第46巻第1号：133-146.
- 長岡慎介 (2011) 『現代イスラーム金融論』名古屋大学出版会.
- Abdul-Razak, Azila (2011) *Economic and Religious Significance of the Islamic and Conventional Pawnbroking in Malaysia: Behavioural and Perception Analysis*, Durham theses, Durham University.
- Ayub, Muhammad (2007) *Understanding Islamic Finance*, John Wiley & Sons.
- Economic Planning Unit (2015) *Eleventh Malaysia Plan: Anchoring Growth on People*, Federal Government Administrative Centre.
- Ahmed, Habib (2011) *Product Development in Islamic Banks*, Edinburgh University Press.
- . (2013) “Financial Inclusion and Islamic Finance: Organizational Formats, Products, Outreach, and Sustainability,” *Economic Development and Islamic Finance*, The World Bank.
- Jabatan Perangkaan Malaysia (Department of Statistics, Malaysia) (2011) *Tabran Penduduk Menigikut Kawasan Pihak Berkuasa Tempatan dan Mukim (Population Distribution by Local Authority Areas and Mukims)*, Jabatan Perangkaan Malaysia.
- . (2013) *Ciri-ciri Isi Rumah (Characteristics of Household)*, Jabatan Perangkaan Malaysia (Department of Statistics, Malaysia).
- Kambara, Kentaro (2017) “The Role of Islamic Collateral Loans (Ar-Rahnu) in the Malaysian Credit System: Evidence from Customer’s Borrowing Behaviors,” *Kyoto Bulletin of Islamic Area Studies* 11.
- Laws of Malaysia. (2007) *Youth Societies and Youth Development Act*. (2022年5月16日最終アクセス、[https://www.youthpolicy.org/library/wp-content/uploads/library/2007\\_Laws\\_Malaysia\\_Youth\\_Societies\\_Development\\_Eng.pdf](https://www.youthpolicy.org/library/wp-content/uploads/library/2007_Laws_Malaysia_Youth_Societies_Development_Eng.pdf) よりダウンロード)
- Maamor, S. and A. G. Ismail, eds. (2013a) *Ar-Rahnu: Islamic Pawnbroking*, Dewan Bahasa dan Pustaka.
- . (2013b) “Ar-Rahnu,” Maamor, S. and A. G. Ismail, eds. *Rahnu Islamic Pawn Broking*, Dewan Bahasa dan Pustaka.
- Samsudin, A. H. (2014) “Merintis Inovasi, Memperkukuh Perkhidmatan, Memantap Kelestarian Ummah,” *Inovasi dalam Industri Emas dan Ar Rahnu*, Yayasan Pembangunan Ekonomi Islam Malaysia (YaPEIM).